

令和5年度 第2回

志布志市中小企業・小規模企業推進会議

日時：令和5年10月3日 13時30分から
場所：志布志市役所本庁4階会議室

会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

(1) 取組事例の紹介

(2) 市の中小企業振興施策の見直し等について

(3) 優先して解決すべき課題及び解決策について

(4) アンケート調査の実施について

(5) その他

4 その他

5 閉 会

中小企業・小規模企業振興基本条例 委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

NO	条例	氏名	所属	出欠
1	関係団体の代表者	城ヶ崎 義和	志布志市商工会 総務課長	○
2		今別府 健一	一般社団法人 志布志市観光特産品協会 事務局次長	○
3	学識経験者	石塚 孔信	鹿児島大学法文学部経済学科 教授	×
4		赤田 元日出	南九州税理士会大隅支部 副支部長	○
5	行政機関の職員	濱崎 智弘	日本政策金融公庫鹿屋支店 融資課長	○
6		山崎 さとみ	大隅公共職業安定所 統括職業指導官	×
7		田中 浩一	公益財団法人かごしま産業支援センター 経営支援課長	○
8		山中 将史	大隅地域振興局総務企画部 総務企画課長	○
9	その他市長が必要と認める者	上村 曜介	公益社団法人新大隅青年会議所 副理事長	○
10		満留 卓也	志布志金融倶楽部幹事行 南日本銀行 志布志支店長	○

○事務局

所属	氏名	役職等
港湾商工課	大迫 秀治	課長
港湾商工課	平原 孝	課長補佐兼商工振興係長
港湾商工課	児玉 祥一郎	シティーセールス室長
港湾商工課	椛島 浩一	みなと振興室長
港湾商工課	草野 頌平	商工振興係主事

1 市単独事業に係る見直し等の提言

該当ページ	提言項目（市の事業名）	内容	提案者
P3	事業継続設備投資等支援事業（R4年度のみ）	国・県の補助金等で要件に当てはまらない設備等への補助（更新含）（例：業務用冷蔵庫）	志布志市商工会
P3	店舗リフォーム助成事業	リフォーム補助金の要件緩和（例：野立て看板を補助対象へ）	志布志市商工会
P4	店舗リフォーム助成事業	予算の増額を要望（補助率の低下もやむを得ない。）	志布志市商工会
P4	商工業小規模事業承継者対策事業	「創業30年以上」等の要件緩和	志布志市商工会
P5	店舗リフォーム助成事業	市の方針に沿った取組みに対する補助上限額（30万円）の引き上げ。	新大隅青年会議所
P5	輸出促進支援・志布志港PR活動事業	事業費の上限額（20万円）の見直し	新大隅青年会議所
P6	商工業小規模事業承継者対策事業 商工業開業支援事業	起業をしたい方々への情報提供や出店しやすい環境にあるかどうかの他自治体と比較し、検証する。	観光特産品協会

2 優先して解決すべき課題及び解決策

該当ページ	項目名	解決策	提案者
P7	よろず支援拠点の活用促進	特産品コンクールの企画及び審査員等	かごしま産業支援センター
P7	副業・兼業人材活用事業の利用促進	都市部の大企業で働く優秀な人材を活用（月3万円程度で利用可能）	かごしま産業支援センター
P8	関係人口の増加による地域活性化と商工振興に向けた取り組み	市内企業の副業人材活用に向けた助成金設置 スキルアップに向けたスクール等の開催	新大隅青年会議所
P8	関係人口の増加による地域活性化と商工振興に向けた取り組み	観光資源を活用した産業への助成金設置 観光客誘致に向けた取組への助成金設置	新大隅青年会議所
P9	フェリーさんふらわあ・ターミナル周辺における海の駅構想	志布志の魅力を、乗客目線にたって積極的、能動的にアピールするために海の駅を設ける。	南九州税理士会

[様式 1]

市単独事業に係る見直し等の提言

所属【 志布志市商工会 】

	内 容
提言項目 (事業名等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続支援補助金（令和 4 年度にて終了） ・ 志布志店舗リフォーム補助金
提言に係る 背景等	<p>昨今の各種補助金や施策等は、「生産性の向上、新サービスの展開、販路拡大」といった前向きな支援事業が多い。もちろんこのことについては有効性の高い支援策である。だが、地域の実情を見てみると多くの小規模事業者にとこまでを行う、資金・体力・人材は乏しく、活用するにあたっては非常にハードルが高いものになっている。足元の地域事業者の実情として、高齢化による廃業率は年々増加傾向にある。巡回等を通して聞く声では、継続していきたい思いはあるが、新たに設備等を導入してまで続けられないとの声も多い。現状、国や県において事業存続のための補助金制度はほとんどない。これらの声を改善する施策を地域自治体で制度化してもらえると、持続的な事業継続に繋がることが見込める。引いては地域住民の生活維持や買い物弱者といった方々の利便性向上を図れ、地域コミュニティの存続にも繋がることが期待できる。</p>
見直し内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や県の補助金等で要件に当てはまらない設備等への補助（更新含） （例・・業務用冷蔵庫や店舗内のエアコン等の設備） ● リフォーム補助金の要件緩和 （例・・店舗看板壁面は要件に当てはまるが、野立て看板は当てはまらない。これをどちらも当てはまるように緩和等）

※ 上記提言は、中小企業の振興に係る市単独事業の見直しに関して記載してください。

※ 参考となる資料等あれば、添付してください。

[様式 1]

市単独事業に係る見直し等の提言

所属【志布志市商工会】

	内 容
提言項目 (事業名等)	<p>①商工業小規模事業承継者対策事業</p> <p>②店舗リフォーム助成事業</p>
提言に係る 背景等	<p>①商工業小規模事業承継者対策事業 事業承継の相談をお受けした際に市の補助金についてお尋ねになる方がいらっしゃるが下記要件があるために対象外となる場合が多いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「製造業・小売業・飲食サービス業」 ・「創業後30年以上」 <p>特に「創業後30年以上」の要件があるために、該当しない方が多く見受けられました。</p> <p>②店舗リフォーム助成事業 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に変更となったことにより、新たな顧客を獲得するために店舗リフォームを検討されている方が多いです。。しかしながら、申請者多数のために申請が出来なかった事業者がありました。</p>
見直し内容	<p>①商工業小規模事業承継者対策事業 「創業30年以上」の要件を「満65歳以上が経営している事業所」など事業承継を予定して事業者がより申請しやすくなるように要件を緩和して頂きたいです。</p> <p>②店舗リフォーム助成事業 予算の増額を行って頂きたいです。そのために、補助率の低下もやむを得ないものと思います。</p>

※ 上記提言は、中小企業の振興に係る市単独事業の見直しに関して記載してください。

※ 参考となる資料等あれば、添付してください。

[様式 1]

市単独事業に係る見直し等の提言

所属【新大隅青年会議所】

	内 容
提言項目 (事業名等)	<ul style="list-style-type: none"> ① 輸出促進支援・志布志港 PR 活動事業 ② 店舗リフォーム助成事業
提言に係る 背景等	<ul style="list-style-type: none"> ① 燃料費の高騰、円安の進行などにより、渡航費用が高騰している。 ② 資材費が高騰している。また、観光客の誘致に向けたリフォームを検討している企業がある。
見直し内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業費の上限額（20 万円）の総額。参考：欧州渡航費（航空券：約 58 万円、宿泊費 2 万円／泊、+見本市出展費用・サンプル輸送費用・現地移動費等）。 ② 補助上限額（30 万円）の増額。観光客誘致に向けたリフォームや、商工振興に関する情報交換や外部人材活用のためのワーキング等の整備など、市の方針に沿った取組みについては、増額するなど。

※ 上記提言は、中小企業の振興に係る市単独事業の見直しに関して記載してください。

※ 参考となる資料等あれば、添付してください。

[様式 1]

市単独事業に係る見直し等の提言

所属【志布志市観光特産品協会】

	内 容
提言項目 (事業名等)	<p>商工業小規模事業承継者対策事業</p> <p>商工業開業支援事業</p>
提言に係る 背景等	<p>上町商店街や志布志市内で商工業を営む事業者様は、事業継承者問題や立地や商環境の変化にて事業閉鎖に陥っている事業者様を支援する事業がしっかりと構築されている（小規模事業者承継者対策事業や商工業開業支援事業など）と感じております。しかしながら、人口減少などの根本的な構造的な問題もあり、新規、もしくは事業承継しながら起業したいと思う方のニーズも全体的には人口比率に応じて下がっているのが現状です。</p> <p>ですので、近隣自治体においてこのような人材を自分たちの街に招く事ができるのかも課題ではないかと感じています。またこのような補助事業などを新規で事業を行いたい方々のアンテナにしっかりとひっかかっているのか、また引っかかかって他の自治体で起業をしようと思った点はどこだったのか、情報の整理を行い、学識経験者の皆様や行政の皆様、商工業者の皆様のご意見をもとに戦略を立てていかなければならないのではと思われました。</p>
見直し内容	<p>現在起業している方々がさらにやる気を起していただけるような環境づくり。例えばイベントなどを活用した各店のPRの機会創出などを継続的に行う。また起業したいと思われる方々への後方支援がどのようなニーズなのかを浮き彫りさせ、そのニーズを実際に補助事業などに落とし込むことによって他の市町村にて起業したいと思われる方々を少しでも本市へ誘致できればと思います。</p> <p>(本市の事業支援と他市町村の事業支援を比較検討) 補助事業などについて起業をしたい方々がその情報を取得しやすくなっているのか、他の自治体と比較したときに出店しやすい環境がそろっているのかなど検証が必要でないでしょうか。</p> <p>(起業したい方々のニーズの掘起し等) 実際に志布志市に戻ってきて起業された方や志布志市にて起業しようとしたが、最終的には他の自治体で起業をされた方などのご意見も伺い、こちらが発信している情報が起業したい方にあるのかの擦り合わせを点検的に行えるシステムや仕組みがあればよいのではと思えます。</p>

- ※ 上記提言は、中小企業の振興に係る市単独事業の見直しに関して記載してください。
- ※ 参考となる資料等あれば、添付してください。

[様式 2]

優先して解決すべき課題及び解決策

所属【 かごしま産業支援センター 】

	内 容
項目名	<p>単独事業に対する提言はありませんが、連携して取り組める事業として、特に効果が期待できる当センターの事業を紹介します。</p> <p>① よろず支援拠点の活用促進</p> <p>② 副業・兼業人材活用事業の利用促進</p>
現 状	<p>①よろず支援拠点事業(支援C)</p> <p>特に売上拡大支援を得意としており、現在 30 名の CO が無料で相談に応じている。</p> <p>令和 4 年度の相談件数 16,726 件 うち約 9 割：売上拡大 (志布志市定期相談会 毎月第 1 月曜日 9:00~16:00)</p>
課 題	
解決策	<p>①の活用事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特産品コンクールの企画からブラッシュアップのためのセミナー・審査員や、バイヤーマッチング商談会を行う。 ● 市町村補助金の応募資格条件に「鹿児島県よろず支援拠点への個別相談」を追加。 (鹿児島市、鹿屋市、霧島市、阿久根市) <p>②プロフェッショナル人材戦略拠点事業(支援C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特に、副業・兼業人材の活用が注目を集めている。 都市部の大企業で働く優秀な人材を活用。 月 3 万円程度、委託契約、リモートが主。
実施機関等	
合致する条例 の基本方針	<p>(事務局記入)</p> <p>(3) 販路拡大の促進</p> <p>(6) 人材の育成確保</p>

- ※ 中小企業の振興に関して、優先して課題すべき課題及び解決策を記載してください。
- ※ 参考となる資料等あれば、添付してください。

[様式 2]

優先して解決すべき課題及び解決策

所属【新大隅青年会議所】

	内 容
項目名	関係人口の増加による地域活性化と商工振興に向けた取り組み
現 状	<p>① 志布志市の人口は約 3 万人、観光入込客数は約 80 万人（コロナ前）となっており、県内の人口に占める割合は 2%程度、観光入込客数に占める割合は 4%程度となっている。（霧島市：8%・34%、指宿市：3%・17%）</p> <p>② 人口減少や若者の流出によって、地域の人材は不足傾向。コロナ禍によりリモートワークが推進され、地方に移住して働く、逆に、都市部にすみながら地方で働くことも可能になった。</p>
課 題	<p>① ふるさと納税をはじめ、国内外への特産品の販路拡大に向けた取り組みの成果が上がっている一方、観光入込客数は停滞傾向。サービス業を含む地域の商工業全体の振興に向けて、市内を訪れる人口を増やすことが必要。</p> <p>② 県内自治体でも、地域外の人材を活用したビジネスやまちづくりなど、地域活性化および商工振興に向けた取り組みが推進されている。副業人材活用など新しい仕組みを活用しながら、市内自治体および企業の取組みを推進する必要がある。</p>
解決策	<p>① 地域課題解決型のワーケーションプログラム実施 観光資源（沿岸部・空き家等）を活用した産業への助成金設置 市内企業の観光客誘致に向けた取り組みへの助成金設置</p> <p>② 地域課題解決型のワーケーションプログラム実施 市内企業の副業人材活用に向けた助成金の設置 市内人材のスキルアップに向けたスクール等の開催</p>
実施機関等	港湾商工課、観光特産品協会、市内団体（新大隅青年会議所等）、市内企業
合致する条例 の基本方針	<p>（事務局記入）</p> <p>(2) 経営の革新、事業承継の円滑化及び創業の促進</p> <p>(6) 人材の育成確保</p>

※ 中小企業の振興に関して、優先して課題すべき課題及び解決策を記載してください。

※ 参考となる資料等あれば、添付してください。

[様式2]

優先して解決すべき課題及び解決策

所属【南九州税理士会大隅支部 赤田】

	内 容
項目名	フェリーさんふらわあ・ターミナル周辺における海の駅構想 「志布志市海の駅 そげんじゃっど (So get and just do) 」
現 状	大型客船さんふらわあが、志布志-大阪間を就航しており、志布志港では、毎朝到着し（午前8時55分）、毎夕（17時～18時30分）出航している。乗客に対して、志布志港フェリーターミナルでは、志布志市の魅力に関して下記のようなアピールをしている。 ・ターミナル内に2店舗の土産店 ・「まちあるきマップ」「サイクリングマップ」「半券でお得」などのパンフレットや割安タクシーチケット案内 ・近隣自治体と連携した「大隅旅びより」や近隣自治体の広報パンフレット
課 題	全国には、海に面して港がある自治体は数多くあるが、大型客船が就航している自治体は少なく（さんふらわあは、「神戸-大分」「大阪-別府」を就航）、さんふらわあ就航は、関西に対する南九州の玄関口と言え、志布志市の魅力または経済的資源の一つと言える。ただし、現状は、このメリットを活かしきれていないのではないかと。 ・志布志市が目的地ではなく、通過地点とみなされているのではないかと。 ・志布志市の魅力を伝える方法として、上記「現状」記載のようなアピール方法では、消極的、受動的ではないかと。 ・乗客目線で考えると、志布志市の魅力である特産品（海の幸、山の幸、工芸品など）を、一か所で楽しめる空間があるだろうか。 ・地元中小企業としても、乗客に対する販売機会を逃しているのではないかと。
解決策	志布志の魅力を、乗客目線にたって積極的、能動的にアピールするために、フェリーターミナル周辺に「海の駅」を設けてどうだろうか。 ・コンセプト；志布志の地のモノ（海の幸、山の幸、工芸品等）を「手に取って、ちょっと楽しんでみて (So get and just do) 」。 ・場所：若浜運動公園を整備 ・3種類の方策案 ① 海の駅施設を建設する。 ② 敷地だけ用意して、事業者が軽トラックや移動販売車（営業許可）などで参集して販売する ③ 施設を中核にして、その周囲に軽トラックや移動販売車が参集する軽トラックや移動販売車であれば、週末だけとか、入港や出港の時間に合わせて、土産品販売、食事の料理販売など柔軟に販売体制をとれる。 みなとまつり等の際にも、目玉の一つになる。 ＜課題＞海岸に近い施設の場合は、災害対応が重要となる。
実施機関等	
合致する条例の基本方針	(事務局記入) (3) 販路拡大の促進

※ 中小企業の振興に関して、優先して課題すべき課題及び解決策を記載してください。

市内中小企業へのアンケート調査の実施について

1 目的

市内中小企業の経営状況や経営課題等を把握し、中小企業の振興のための施策づくりの基礎資料とするため。

2 対象者

市内に事業所を有する中小企業者

3 実施時期等

令和6年2月までに調査を終え、令和6年度の中小企業・小規模企業推進会議で結果を報告する。

4 アンケートの内容

(1) 経営状況について

- ・社会経済情勢による影響
- ・売上や利益の過去との比較
- ・人材確保状況

(2) 今後の事業展開及び新たに取り組みたいこと

- ・拡大、縮小、現状維持、廃業予定
- ・事業承継について
- ・新規事業展開予定

(3) 経営課題・困りごと

(4) 課題解決や事業の発展に向けて求めたい行政の支援

(5) 経営課題の相談先等

(6) 次年度の市単独事業の要望調査

志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念、基本方針その他基本的な事項を定め市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）が経営する中小企業及び同条第5項に規定する小規模企業者（以下「小規模企業者」という。）が経営する小規模企業であつて、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 関係団体 商工会その他の中小企業・小規模企業に関係する団体であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び関係団体のことをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であつて、その経営する企業が、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の創意工夫及び自主的な努力を促進すること。
 - (2) 市、中小企業者等、金融機関等、大企業者及び市民が、相互に連携すること。
- 2 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮されること、及びその事業の持続的な発展が図られることを旨として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、振興施策を総合的かつ計画的に推進しな

ければならない。

- 2 市は、振興施策を実施するに当たっては、国、鹿児島県、中小企業者等、金融機関等、大企業者及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の責務)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に応じ、自主的にその経営の向上及び改善に努めなければならない。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、相互の連携及び協力に努めなければならない。
- 3 中小企業者及び小規模企業者は、雇用機会の確保及び人材の育成に努めなければならない。
- 4 中小企業者及び小規模企業者は、関係団体が中小企業・小規模企業の振興に関する活動を実施するときは、当該活動に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、基本理念にのっとり、経営に関する相談対応、助言等を通じて、中小企業者及び小規模企業者の経営の向上に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の経営努力を支援するよう努めるものとする。

- 2 金融機関等は、振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者との連携及び協力に努めるものとする。

- 2 大企業者は、振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化及び市民生活の向上に資することを理解し、中小企業・小規模企業が生産し、製造し、若しくは加工した商品又は提供するサービスを積極的に利用すること等により、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第10条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を講ずるものとする。

- (1) 経営に関する相談対応及び助言の充実を図ること。
- (2) 経営の革新、事業承継の円滑化及び創業の促進を図ること。
- (3) 販路拡大の促進を図ること。
- (4) 経営資源の確保を図ること。
- (5) 資金調達の円滑化を図ること。
- (6) 人材の育成及び確保を図ること。
- (7) 地域資源を活用した事業活動の促進を図ること。
- (8) 多様な人材が働きやすい労働環境の整備の促進を図ること。

(小規模企業者への配慮)

第11条 市は、振興施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第12条 市は、振興施策を講ずるに当たっては、中小企業者等の意見の聴取等により実態を把握し、振興施策に反映するよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第13条 市は、振興施策を効果的に推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業推進会議)

第15条 市は、振興施策を総合的に推進するため、中小企業・小規模企業推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、振興施策の推進に関する基本的な事項について、市長の諮問に応じるほか、市長に対し、必要な意見を述べることができる。

(組織)

第16条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、その他市長が必要と認める者

(任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第18条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第20条 推進会議の庶務は、港湾商工課において処理する。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(志布志市商工業振興対策協議会条例の廃止)

2 志布志市商工業振興対策協議会条例(平成18年志布志市条例第114号)は、廃止する。

(志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年志布志市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表商工業振興対策協議会の項中「商工業振興対策協議会」を「中小企業・小規模企業推進会議委員」に改める。